6	平成20年8月7日	第12期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年６月第１四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲39百万円であるところを39百万円と記載	ソフトウェアの過大計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．ＳＢＩネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、

⑴　平成20年２月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年３月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）及び平成19年９月中間期半期報告書（上表番号欄４参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月３日、131,500株の株券を1,709,500,000円で取得させ、

⑵　平成20年８月８日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年３月期有価証券報告書（上表番号欄５参照）及び平成20年６月第１四半期四半期報告書(上表番号欄６参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月26日、227,585株の株券を3,299,982,500円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　１億1,068万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年４月26日

課徴金納付命令日　平成23年５月31日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　株式会社ＤＰＧホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年５月27日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ＤＰＧホールディングスは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上及び債務免除益の架空計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成22年３月26日	第12期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年12月期有価証券報告書）	平成21年１月１日～平成21年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲444百万円であるところを▲254百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・債務免除益の架空計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲122百万円であるところを64百万円と記載	
2	平成22年５月14日	第13期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年３月第１四半期四半期報告書）	平成22年１月１日～平成22年３月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲226百万円であるところを▲41百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
3	平成22年８月13日	第13期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年６月第２四半期四半期報告書）	平成22年４月１日～平成22年６月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲503百万円であるところを▲353百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
4	平成22年11月15日	第13期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第３四半期四半期報告書）	平成22年７月１日～平成22年９月30日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲678百万円であるところを▲528百万円と記載	貸倒引当金の過少計上

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

【課徴金額】　1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年５月27日

課徴金納付命令日　平成23年６月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　東亜エナジー株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年６月28日

【勧告の対象となった違反事実】

東亜エナジー株式会社は、２種類の償還期間（３年・５年）の社債券（払込期日が平成22年５月31日から平成23年５月31日までの間のもの。）について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ1,422名の者に対して、これらの社債券を合計2,713,100,000円で取得させた。

東亜エナジー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を49名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、同社は、毎月末頃に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして同社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第４条第１項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、同社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】　6,098万円（※）